

地域生活支援拠点事業 について

1、地域支援拠点とは

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことを目的に障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るもの。



自治体は地域課題にあった拠点の整備を行う

※栃木県障害福祉計画より地域生活支援拠点の体制を整備。

2、地域生活支援拠点の整備概要 ①

◆整備類系

(1)多機能拠点型

グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約する。

【運営主体】施設等を運営する法人等

(2)面的整備型

建物としての拠点は置かず、既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する。

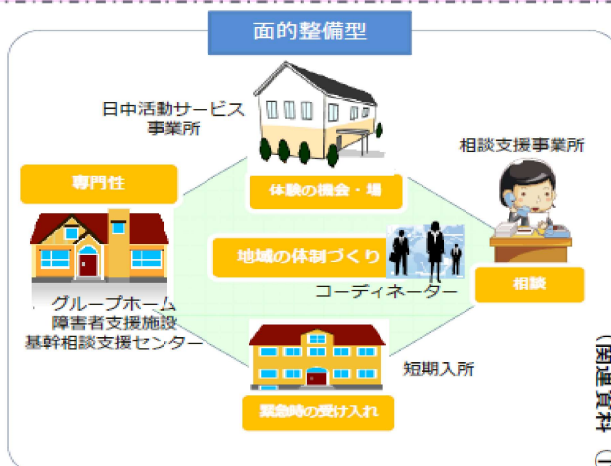
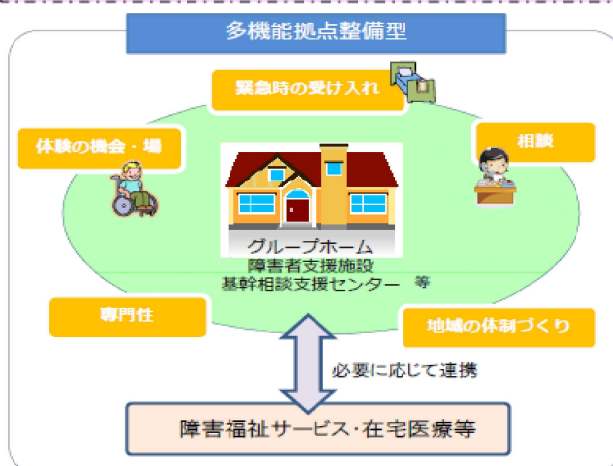
【運営主体】中心的機能を有する施設等を運営する法人等もしくは関係施設等を運営する複数の法人等

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



2、地域生活支援拠点の整備概要 ②

◆拠点等の機能

各地域でどのような機能(地域課題)が必要か検討し、その機能を有することで足りる。

必要な機能	機能を満たすためのサービスに考え方(例)
①緊急時の受け入れ対応	短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡体制が確保されていること。原則として365日対応であること。常時、グループホームやアパートなどの空き部屋が確保されていること。
②相談支援機能	コーディネーターや支援員などにより、24時間支援体制が確保されていること。地域移行、地域定着を中心とした相談支援を行う体制が確保されていること。
③体験の機会、場の提供	体験型入所を行うグループホームや自立した生活に向け訓練する場が確保されていること。
④専門性の確保	福祉職員に対する各種研修が実施されていること。強度行動障がいや医療的ケアが必要な者等への対応が可能な事業所が確保されていること。
⑤地域の体制づくり	コーディネーターが配置されていること。サービス利用調整を行う職員が配置されていること。
⑥その他	定期的に協議会等で圏域内の課題や状況等を情報共有していること。

2、地域生活支援拠点の整備概要 ③

◆整備の指定(認定)

自立支援協議会もしくは市町村において、整備に係る共通認識が図られることにより、整備が完了したものとみなす。国や県への報告は不要。

◆整備後の運営

拠点等を運営することに対し、新たな報酬が得られるものではない。各施設等が提供した障害福祉サービスに支払われる介護給付費等により、社会福祉法人等が運営を行う。

3、本市における整備

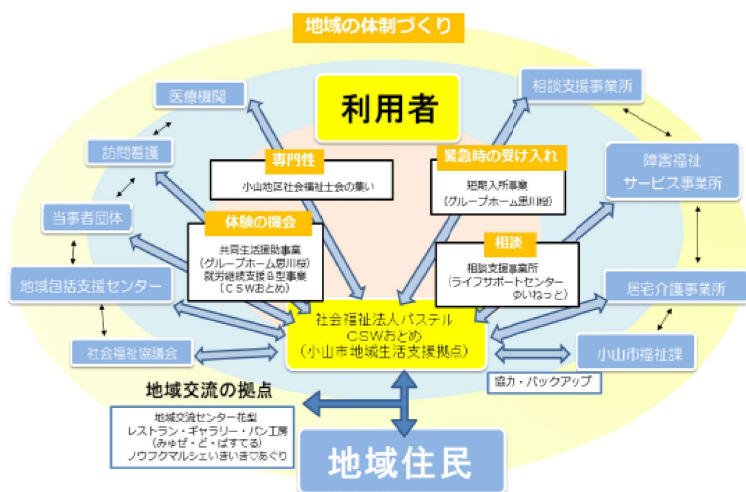
◆自立支援協議会の活用

地域課題に沿った拠点を整備する必要があり、本市自立支援協議会が主となり、地域課題の吸い上げを行う。

◆多機能型支援拠点の整備

野木町に本部を置く社会福祉法人パステル(以下、パステル)から、平成29年4月に市内乙女において多機能型事業所CSWおとめ(CSW=コミュニティー・ソーシャル・ワーク)を開所するにあたり、地域生活支援拠点の指定を受けたいとの申し出があり、本市では面的な拠点より多機能型支援拠点を検討していたため、パステルを拠点とした整備を平成30年5月より契約締結し、運用を開始した。

小山市地域生活支援拠点の展開



～ひとりで悩まないで～

小山市地域生活支援拠点(CSWおとめ)のご案内

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害をお持ちの方が安心して暮らせる体制づくりを目指していくことを目的として、平成30年10月1日から始めました。

相談

- ・相談支援事業 (ライフサポートセンターゆいなっと)
- ・相談支援事業所によるトータルサポート
- ・スタッフが365日携帯電話を所持し24時間相談対応。緊急時は必ず事に対応して訪問対応。

緊急時の受け入れ

- ・短期入所事業 (グループホーム恵川稲)
- ・法人内事業所のグループホーム恵川稲で対応。
- ・「今日どうしよう」「預ける場所がない」時のリポート体制

地域の体制づくり

- ・地域交流センター花梨
- ・レストラン・ギャラリー・パン工房 (あまぜ・ど・ばすてる)
- ・ノックマルシェいきいきであより
- ・ひとり暮らしやグループホームにならなくて
- ・食事・入浴・日中活動・交流など地域生活の体験
- ・共同生活援助事業 (グループホーム恵川稲)
- ・就労継続支援B型事業 (CSWおとめ)

体験の機会

専門性

- ・多機能連携 (医療、福祉、児童等) による専門性の向上、ネットワーク化
- ・基幹相談支援センターとの連携
- ・小山地区社会福祉士会の集い

お問い合わせ先

小山市地域生活支援拠点 (CSWおとめ)

住所: 栃木県小山市乙女625-2
TEL: 0285-39-6088 (月曜日～金曜日 8:30～17:15)
FAX: 0285-39-6188
メール: kyoten-oyama@hukusei-pastel.jp

夜間、緊急時にはこちらへ (TEL: 070-2647-5659)

補足資料 小山市自立支援協議会について

◆自立支援協議会とは

障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域づくり目指して、地域の様々な立場の人たちが地域の課題を共有するとともに、解決に向けて協議する場

◆構成委員

指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、障がい者関係団体、障がい者等及びその家族、学識経験者、事務局（小山市福祉総務課障がい支援係）

◆協議会年間開催予定数

年6回開催予定

その他、専門部会等（下部組織）を構築し、各部会が独自に会議等を行う。